

田辺周辺広域市町村圏組合出納員その他の会計職員の設置等に関する規則

制定 平成7年3月31日 規則第1号
改正 平成17年5月1日 規則第1号
改正 平成21年7月17日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第171条の規定に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の出納員その他の会計職員の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出納員)

第2条 組合に出納員を置く。

2 出納員は、組合事務局の次長の職にある者（以下「次長」という。）をもって充てる。ただし、次長が法第172条第1項の職員に該当しないとき又は次長に事故があり、若しくは次長が欠けたときは、組合の職員のうち上席の職員であるものとする。

(その他の会計職員)

第3条 田辺広域休日急患診療所（以下「診療所」という。）に現金取扱員及び物品取扱員を置く。

2 現金取扱員及び物品取扱員は、診療所職員のうちから出納員が指定した職にある者とする。

(出納事務の委任)

第4条 会計管理者はその権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を出納員に委任するものとする。

- (1) 組合において取り扱う歳入金に係る現金収納事務
- (2) 組合における物品の出納保管事務

2 出納員は、前項の規定により委任を受けた事務の一部を次に掲げるところにより、現金取扱員及び物品取扱員にそれぞれ委任するものとする。

- (1) 現金取扱員に委任する事務 診療所において取り扱う歳入金に係る現金収納事務
- (2) 物品取扱員に委任する事務 診療所における物品の出納保管事務

(任免)

第5条 出納員及びその他の会計職員の任免は、辞令の交付を行わずに第2条第2項及び第3条第2項の規定により指定した職にある間任免されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日規則第2号）

この規則は、平成21年7月20日から施行する。